

電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(八) 平十三・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第2項又は第3項の該当項		1	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項		
事業種目		2							
資産	種類	3							
	設備の名称	4							
区分	取得又は賃借の年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	指定事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	8							
	差引改定取得価額(7)-(8)	9							
リース費用	リース料(月額)	10							
	リース契約期間の月数	11	月	月	月	月	月		
	リース費用の総額	12	円	円	円	円	円		
	改定リース費用の総額 $(12) \times \frac{60}{100}$	13							
法人税額の特別控除額の計算	取得に係るもの	取得価額の合計額 (9)の合計	14	翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 の 超 過 額 の 計 算	取得に係るもの	事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (29)-(30)
		税額控除限度額 $(14) \times \frac{7}{100}$	15			29	30	31	
		当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)	16			円	円	円	
		当期税額基準額 $(16) \times \frac{20}{100}$	17						
		当期分の特別控除額 (15)と(17)のうち少ない金額	18						
		合計							
	リースに係るもの	改定リース費用の総額の合計額 (13)の合計	19		リースに係るもの	事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (32)-(33)
		税額控除限度額 $(19) \times \frac{7}{100}$	20			32	33	34	
		当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)	21			円	円	円	
		当期税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22						
		当期税額基準額残額 (22)又は(22)-(18)	23				外	円	
		当期分のリース特別控除額 (20)と(23)のうち少ない金額	24						
		合計							
		前期繰越額							
前期繰越分の	差引当期税額基準額残額 (17)-(18)又は(23)-(24)	25	の	事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (35)-(36)		
	繰越税額控除限度超過額 (35)の計	26		35	36	37			
	同上のうち当期控除額 (25)と(26)のうち少ない金額	27		円	円	円			
	法人税額の特別控除額 (18)+(24)+(27)	28			外	円			
機械設備等の概要									

別表六(八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者等又は中小企業者等が措置法第42条の6第2項、第3項又は第4項《電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 電子機器利用設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 3 「種類3」及び「設備の名称4」には、電子機器利用設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 5 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 6 「リース費用の総額12」には、電子機器利用設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 7 「取得に係るもの14～18」の各欄は、特定中小企業者等が措置法第42条の6第1項に規定する特定電子機器利用設備を昭和59年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得等をし、特定事業の用に供した場合に、その特定電子機器利用設備につき、その供用年度において同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 8 「リースに係るもの19～24」の各欄は、中小企業者等が措置法第42条の6第1項に規定する電子機器利用設備を昭和59年4月1日から平成14年3月31日までの間に物品賃貸業を営む者から契約により賃借をし、指定事業の用に供した場合に、その電子機器利用設備につき、その供用年度において同条第3項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 9 「当期税額基準額残額23」欄は、「取得に係るもの14～18」の各欄の記載がある場合には「(22)又は」を消し、「14～18」の各欄の記載がない場合には「又は(22)-(18)」を消してください。
- 10 「前期繰越分25～27」の各欄は、前期以前において生じた電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の6第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。

この場合、「差引当期税額基準額残額25」欄は、「23」及び「24」の記載がある場合には「(17)-(18)又は」を消し、「23」及び「24」の記載がない場合には「又は(23)-(24)」を消してください。
- 11 当期に、電子機器利用設備で事業の用に供したものがなく前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額21」欄から記載を始めます。
- 12 「前期繰越額又は当期税額控除限度額29（若しくは32又は35）」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額31（若しくは34又は37）」の金額を移記し、「取得に係るもの」の「当期分」には「15」の金額を、「リースに係るもの」の「当期分」には「20」の金額を、「合計」の「当期分」には「15」と「20」の合計金額をそれぞれ記載します。
- 13 「当期控除額30」の「当期分」には「18」の金額を、「当期控除額等33」の「当期分」には「24」の金額を、「当期控除額等36」の「当期分」には「18」と「24」の合計金額をそれぞれ記載します。

なお、「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の6第12項《繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、別表六(九)の「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額34（及び37）」は、「33」及び「36」の本書に当該金額を含めて計算します。
- 14 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等又は同条第2項に規定する特定中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が電子機器利用設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとってください。